

最高裁秘書第1586号

令和5年6月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所職員又はその家族の訃報に接した際、裁判所がその遺族に対して送っている説明文書（弔電、焼香、報道機関への通知に関する希望を聞いたり、訃報通知の範囲に関する希望を聞いたりする文書を含むが、これに限らない。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和4年10月17日付け（同月20日受付）

2 答申番号

令和5年度（最情）答申第1号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）